

## 平成29年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 日 （2月20日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の上程及び説明	8
議案第1号の説明、質疑、討論、採決	9
議案第2号の説明、質疑、討論、採決	11
議案第3号の説明、質疑、討論、採決	13
議案第4号の説明、質疑、討論、採決	14
議案第5号の質疑、討論、採決	16
閉会中の継続審査の件	20
管理者挨拶	21
閉 会	21

埼玉中部環境保全組合告示第1号

平成29年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月8日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 期 日 平成29年2月20日（月）午後2時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 3 議案第3号 埼玉県央広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 4 議案第4号 平成28年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第5号 平成29年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 3 名 )

1 番	橋 本	稔	議 員	2 番	金 澤	孝 太 郎	議 員
3 番	秋 谷	修	議 員	5 番	坂 本	晃	議 員
6 番	羽 鳥	健	議 員	7 番	渡 邊	良 太	議 員
8 番	松 島	修 一	議 員	9 番	金 子	眞 理 子	議 員
1 0 番	岸	昭 二	議 員	1 1 番	尾 崎	豊	議 員
1 2 番	荻 野	勇	議 員	1 3 番	杉 田	し の ぶ	議 員
1 4 番	小 林	周 三	議 員				

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成29年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

### ○議事日程 第1号

平成29年2月20日（月曜日） 午後2時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 管理者提出議案の上程及び説明
- 第7 議案第1号の説明、質疑、討論、採決
- 第8 議案第2号の説明、質疑、討論、採決
- 第9 議案第3号の質疑、質疑、討論、採決
- 第10 議案第4号の説明、質疑、討論、採決
- 第11 議案第5号の質疑、討論、採決
- 第12 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（13名）

1番	橋本	稔	議員	2番	金澤	孝太郎	議員
3番	秋谷	修	議員	5番	坂本	晃	議員
6番	羽鳥	健	議員	7番	渡邊	良太	議員
8番	松島	修一	議員	9番	金子	真理子	議員
10番	岸	昭二	議員	11番	尾崎	豊	議員
12番	荻野	勇	議員	13番	杉田	しのぶ	議員
14番	小林	周三	議員				

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井保美君
副管理者	原口和久君
副管理者	現王園孝昭君
会計管理者	小川福美君
事務局長	新井久夫君
総務課長	成井治久君

---

○職務のため出席した事務局職員

書記	矢嶋久雄
----	------

---

◎開会の宣告

(午後 2時00分)

- 荻野 勇議長 ただいまから平成29年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。  
出席議員は13名でございますので、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。  
なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いいたします。
- 

◎開議の宣告

- 荻野 勇議長 これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 荻野 勇議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 荻野 勇議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、5番、坂本晃議員、6番、羽鳥健議員、7番、渡邊良太議員を指名いたします。
- 

◎議会運営委員長の報告

- 荻野 勇議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。  
去る2月8日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より、その結果の報告をお願いいたします。

尾崎議会運営委員長。

- 尾崎 豊議会運営委員長 皆さん、こんにちは。議長の許可をいただきましたので、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。

去る2月8日午前9時30分から、当センターにおきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について順次説明を申し上げます。

日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第5、諸報告につきましては、議会行政視察報告、管理者諸報告であります。なお、議会行政視察報告は、金澤副議長より行います。

日程第6、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第7、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第8、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第9、議案第3号 埼玉県央広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について。

日程第10、議案第4号 平成28年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）。

日程第11、議案第5号 平成29年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算。

日程第12、閉会中の継続審査の件。

以上でございます。

次に、日程第10、議案第4号 平成28年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）の後、休憩をとりまして、日程第11、議案第5号 平成29年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算については、全員協議会を開催することに決定いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上が2月8日に行われました議会運営委員会の報告であります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○荻野 勇議長 ありがとうございます。

---

#### ◎会期の決定

○荻野 勇議長 日程第4、会期の決定につきましては、尾崎議会運営委員長の報告のとおり、2月20日、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

#### ◎諸報告

○荻野 勇議長 日程第5、諸報告を行います。

初めに、昨年11月7日、8日に議会行政視察を実施しておりますので、副議長からその報告を申し上げます。

金澤副議長。

○金澤孝太郎副議長 皆さん、こんにちは。

それでは、議長の命によりまして、平成28年度議会行政視察研修の概要につきまして報告をさせていただきます。議会行政視察研修報告書の2ページをお願いしたいと思います。

平成28年度の議会行政視察は、11月7日、8日の日程で実施しております。視察先は、7日に岩手中部広域行政組合「岩手中部クリーンセンター」、8日に福島県福島市「あらかわクリーンセンター」であります。視察目的は、ごみ処理施設などを視察し、見識を深めることとあります。

参加者は、荻野議長、橋本議員、秋谷議員、坂本議員、羽鳥議員、渡邊議員、松島議員、金子議員、岸議員、尾崎議員、杉田議員、小林議員、そして私、金澤の13名であり、執行部より新井管理

者、原口副管理者、現王園副管理者のご参加をいただき、事務局より2名が随行しております。

初めに、7日に視察いたしました岩手中部広域行政組合「岩手中部クリーンセンター」の概要について申し上げます。岩手中部クリーンセンターでは、高橋事務局長、阿部主幹、昆次長、高橋係長から説明を受けました。

岩手中部広域行政組合は、花巻市、北上市、遠野市、西和賀町の3市1町で構成され、組合圏内の人口は約22万6,000人であります。

岩手中部クリーンセンターは、平成27年9月に竣工した施設で、ごみ処理方式はストーカ炉、1日当たりの処理能力は182トン、焼却灰を水洗いしてセメント資源化をしており、発電能力は4,100キロワット、事業費は約93億円であります。

また、雪を利用した夏季空調・保冷設備の利雪システムを採用しているとのことでございます。

施設の設計・施工・運営管理につきましては、DBO方式で20年間の契約をしており、運営費は年間約4億円とのことで、売電による収入は全て運営会社に入る契約とのことでございます。

次に、8日に視察いたしました福島県福島市「あらかわクリーンセンター」の概要について申し上げます。あらかわクリーンセンターでは、大内所長、秦係長、佐久間技査から説明を受けました。

福島市の人口は、約28万1,000人であります。ごみ処理は、東西の施設で焼却しております。

あらかわクリーンセンターは、平成20年8月に竣工した施設で、ごみ処理方式はストーカ炉、1日当たりの処理能力は220トン、灰溶融炉1日当たりの処理能力は20トン、事業費は約90億円あります。発電能力は5,100キロワットで、平成27年度約2億円（1キロワット当たり約18円）の売電収益を得ているとのことでございます。

余熱有効利用として、隣接している老人福祉センターと福島恵風園に温水を供給しているとのことでもあります。

施設の設計・施工・運営管理につきましては、DBO方式で20年間の契約をしており、運営費は年間約6億円とのことであります。

なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、施設の一部が損傷等の被害を受け、約2週間の運転停止が余儀なくされ、復旧工事の費用に約4,500万円がかかったとのことでもあります。

以上、視察の概要を申し上げますが、活発な質疑が行われ、大変有意義な研修でありましたことを申し添えて、報告といたします。

なお、主な質疑について、4ページから記載してございますので、後ほどお目を通していただきたいと存じます。

以上で議会行政視察研修の報告といたします。

以上です。

○荻野 勇議長 ありがとうございました。

副議長の議会行政視察報告が終わりました。



続きまして、管理者から10月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 本日ここに、平成29年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申しあげましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、昨年10月定例会以降の事務の執行状況につきまして報告申し上げます。

お手元に配付させていただきました、平成28年4月から本年1月までの運転状況について申し上げます。管内の搬入ごみ量は、可燃ごみ2万9,854.88トン、粗大ごみ1,006.26トン、合計3万861.14トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ215.67トンの減、粗大ごみ5.41トンの増、合計では210.26トン、0.68%の減でありました。他団体からは、大里広域市町村圏組合から4,170.47トン、小川地区衛生組合から201.34トンの可燃ごみを受託処理しております。

次に、灰の処分につきましては、3,963.6トン全量をセメント原料として処理委託しております。

次に、施設の運転管理につきましては、焼却炉等定期点検整備委託、計装設備点検委託等の点検整備及びプログラム装置修繕等が終了し、良好な運転管理を継続しております。

次に、平成27年10月22日付で提訴されました、平成27年（行ウ）第37号 措置請求に対する住民訴訟につきましては、昨年11月4日に第7回弁論準備、本年1月12日に第8回弁論準備が行われました。今まで原告の主張に対し、当方弁護士から反論を行い、それに対して原告がまた反論するというようなことを繰り返してまいりましたが、いよいよ今月の22日に結審となる予定であります。

次に、第2期大間処分場につきましては、地元鴻巣市とともに今後の対応について、大宮国道事務所、埼玉県と調整をしているところでありますが、特に進展はございません。

結びに、今後もより健全な財政運営に努めるとともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。諸報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○荻野 勇議長 管理者の諸報告が終わりました。

---

#### ◎管理者提出議案の上程及び説明

○荻野 勇議長 日程第6、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

新井管理者。

○新井保美管理者 議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、当組合の議員及び特別職の期末手当の支給率を改正するため、昨年11月30日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、関係する条例の整備をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについては、同じく昨年11月30日に埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

次に、議案第3号 埼玉県央広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、議会の議決を求めたいとするものであります。

次に、議案第4号 平成28年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億955万6,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料800万円の増額、諸収入の受託事業収入2,450万円の増額であります。

歳出につきましては、総務費、総務管理費、一般管理費3万円の増額、財政調整基金費3,767万円の増額、衛生費、清掃費、塵芥処理費520万円の減額であります。

次に、議案第5号 平成29年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算について申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,910万円とし、前年度に対し1,986万6,000円、2.65%の減といたしたいとするものであります。

歳入の主なものは、構成市町からの負担金4億8,000万円、地方交付税分負担金1,600万円、使用料及び手数料1億4,000万円、繰入金6,858万7,000円、諸収入1,951万1,000円等であります。

歳出の主なものは、議会費612万1,000円、5万6,000円の増額、総務費4,052万1,000円、70万6,000円の減額、衛生費6億7,745万8,000円、1,921万6,000円の減額であります。

以上、議案第1号から議案第5号につきまして、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、原案どおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます、ご決定賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○荻野 勇議長 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第7、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年11月30日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

改正内容につきましては、議員と特別職の期末手当の率の改正であります。

2枚めくっていただき、埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をお願いいたします。関係する2本の条例を改正したもので、第1条及び第2条は埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、また第3条、第4条は埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例を改正したものであります。

次ページの議案第1号資料—1、新旧対照表をお願いいたします。第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改めるもので、この改正は平成28年12月の期末手当適用となります。期末手当の0.1月分の増であります。

次に、裏面の議案第1号資料—2をお願いいたします。第5条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改め、平成29年4月1日から施行する改正であります。0.1月分増いたしましたものを、0.05ずつ半分を6月の期末手当に振りかえるという改正でございます。

次ページ以降、議案第1号資料—3及び資料—4につきましては、特別職職員について、議員と同様の率の改正をしたものでございます。

以上でございます。

○荻野 勇議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、反対の立場から討論に参加いたします。吉見町議会、杉田しのぶです。

今回の専決処分は、人事院勧告に基づいて、これまでの例に倣って一般職職員と同様に期末手当の引き上げを行ったというものでありますが、私ども議員と正副管理者はそれぞれの市町で報酬、給与、期末手当が支給されており、一般職職員とは大きな違いがあります。また、一般職職員とは

違って、議員、正副管理者は中部環境保全組合として独自の給与条例あるいは報酬条例を持っており、鴻巣市に準ずる必要もありません。金額としては大きな額ではありませんけれども、私ども議員と正副管理者の報酬、給与、期末手当については、一般職職員を対象に行われている人事院勧告を連動させて考えるべきではないという立場で、私は吉見町議会におきましても、中部環境保全組合の議会運営委員会の中でも発言をしまいいりました。そのような理由から反対をし、討論といたします。

以上です。

○荻野 勇議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○荻野 勇議長 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第8、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成28年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年11月30日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

本補正は、議員及び特別職の期末手当と、平成28年の人事院勧告実施に伴う職員の人件費の増額

分を補正したものであります。その原資は、歳出予算の委託料の入札執行残を充てさせていただきましたので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

それでは、補正の内容についてご説明申し上げます。最後のページになりますが、5ページをお願いいたします。1款議会費、1目議会費、3節職員手当等2万8,000円は、議員期末手当0.1月分の増額によるものであります。

2款総務費、1目一般管理費16万2,000円の増額につきましては、特別職3名、総務課職員3名に関する人件費の増額であります。2節給料1万8,000円の増額、3節職員手当等14万円の増額。内訳は、特別職期末手当8,000円、これは0.1月分の増によるものです。一般職員13万2,000円、地域手当1,000円、期末手当4,000円、勤勉手当12万7,000円の内容になっております。19節負担金、補助及び交付金4,000円は、埼玉県市町村総合事務組合負担金の増額で、人事院勧告に基づきまして職員給料等が増となったために増となったものであります。

3款衛生費、1目清掃総務費9万2,000円の増額は、総務費同様、人事勧告実施に伴う施設課職員2名の人件費の増で、2節給料1万円の増額、3節職員手当等8万円の増額、19節負担金、補助及び交付金2,000円の増額であります。

以上、人件費が増額となりましたので、その原資として、2目塵芥処理費、13節委託料、排ガス分析装置委託料を28万2,000円減額しております。これは、排ガス分析装置点検整備委託料の入札執行残が約66万円ございましたので、そのうち28万2,000円を原資として充てさせていただいたものであります。

以上です。

○荻野 勇議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○荻野 勇議長 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第9、議案第3号 埼玉県央広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 議案第3号 埼玉県央広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について説明申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成29年4月1日から、埼玉県央広域公平委員会を共同設置する地方公共団体に鴻巣行田北本環境資源組合を加入させることとなりましたので、埼玉県央広域公平委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求めたいとするものであります。

現在、埼玉県央広域公平委員会は、鴻巣市、桶川市、北本市、北本地区衛生組合、埼玉県央広域事務組合、埼玉中部環境保全組合の6団体で共同設置しております。鴻巣行田北本環境資源組合は、これまで公平委員会を単独設置しておりましたが、共同設置をすることで事務の効率化及び経費の削減などが見込まれるとのことであり、埼玉県央広域公平委員会へ加入の依頼があったものであります。規約改正は、埼玉県知事への届け出となっており、構成団体の議会の議決が必要であることから、本議案を上程するものであります。

それでは、議案を1枚めくっていただきまして、次のページになりますけれども、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。第1条中、「埼玉中部環境保全組合」の次に「鴻巣行田北本環境資源組合」を加えるものであります。

以上でございます。

○荻野 勇議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荻野 勇議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第10、議案第4号 平成28年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 議案第4号 平成28年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）につきまして説明申し上げます。

表紙の裏面になりますけれども、1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億955万6,000円とするものであります。

歳入の詳細につきまして申し上げますので、5ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料、1節清掃施設手数料800万円の増額につきましては、12月末までの実績により増額をするものであります。

6款諸収入、2項受託事業収入、1節ごみ処理受託事業収入2,450万円の増額につきましては、大里広域市町村圏組合2,050万円、受託量1,170.47トンの増によるもので、処理費トン当たり1万8,000円。また、小川地区衛生組合400万円は、201.34トンの受け入れによるもので、処理費トン当

たり2万円であります。処理費の違いにつきましては、それぞれの団体で定めております事業系手数料と当組合の事業系手数料を照らし合わせまして、手数料の高いほうで契約をさせていただいております。

次に、歳出ですが、6ページをお願いいたします。2款総務費、1目一般管理費、19節負担金、補助及び交付金3万円の増額、荒川荘利用負担金は、川島町芝沼及び小見野地区住民の利用者に対して1人500円を負担するもので、当初予算では540人分、27万円を計上いたしましたが、12月末までの実績から60人分を増額したいとするものであります。

2目財政調整基金費、25節積立金3,767万円の増額につきましては、歳入の事業系手数料及び受託事業収入の増額分と歳出の補正額を合わせました3,767万円を積み立てするものであります。財政調整基金に積み立てる理由といたしましては、平成28年度残高は約8,418万円を見込んでおりますが、平成29年度当初予算で6,858万7,000円の繰り入れを予定しており、取り崩し後の残高が約1,559万円となってしまいますことから、財政調整基金に積み立てたいとするものであります。

3款衛生費、2目塵芥処理費520万円の減額につきましては、11節需用費マイナス1,600万円、光熱水費の電気料を減額するものであります。当施設で使用する電気料の燃料調整費が、当初予算より下がっているためであります。

また13節委託料1,080万円は、焼却灰等中間処理委託料を増額するものであります。当初予算の見込みにより、ごみ処理受託料が増となったことから、焼却灰等が約300トン増量が見込まれますので、増額をいたしたいとするものであります。

以上でございます。

○荻野 勇議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕



○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

---

再開 午後 3時09分

○荻野 勇議長 会議を再開いたします。

---

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第11、議案第5号 平成29年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算について議題といたします。

休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

金子議員。

○9番 金子真理子議員 それでは、歳入歳出一括ということでございますので、まず歳入のほうにつきまして、大里広域市町村圏組合からの諸収入の衛生費受託事業収入、これが昨年と比べて約3分の1になっておりますが、これは期間的に短いということになったのでしょうか、お尋ねをさせていただきます。

それから、歳出につきましては、塵芥処理費のほうに行きまして、修繕料のところでは6,270万円という数字が上がって、昨年と同額になっているのですが、28年度につきましては予定されていた修繕の工事がその金額であったと思うのです。私、たしか5月でしたか、一般質問させていただきました。29年度については誘引送風機の修繕と、飛灰の搬送コンベヤ修繕が予定されていると。約3,000万ですけれども、トータルで5,000万円ぐらいの修繕が見込まれるというようなお話がございましたが、それに比べて少し予算が大きいように思うのですが、余裕を見ているということなのか。

それから、委託料で焼却灰等中間処理委託料ですが、今回さきの補正予算で1,000万からの増額になっております。そういったことを考えますと、この予算の金額は、あらかじめ昨年よりも低くなっているのですが、本当はもう少し年間通すと必要な経費となるのではないかと思います。いかがなものだったのでしょうか、聞かせてください。

以上です。

○荻野 勇議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 初めに大里なのですが、大里の受託事業収入についても、今回1,800万円ということで少ないのですが、一応予定されている受け入れ期間は9月から2月までを予定しております。金額的には、やはり基幹工事ということで、一応予定では29年度まで、26年度に始まったのですが、26年度のときには4月から受託を始めまして、翌年の1月まで、ほぼ1

年間とってございました。27年の8月から翌年3月まで、28年度も4月から12月まで受託しています。そういった中で、受託期間も短いのですけれども、受託量もかなり減っているということで、今回計上の金額がかなり少なくなっております。

それから、修繕料なのですけれども、余裕を見ているのかということなのですけれども、先ほど説明の中で灰押し出し装置4,800万円というふうな説明をしました。これが、実は急遽、かなり傷んでいて直さないと、灰がうまく押し出せないと燃焼に影響を与えますので、焼却炉がとまってしまいますなんていうことにもなりますので、この灰押し出し装置の修繕を今回特に入れましたので、去年予定していたよりも、何より最優先でやらないといけないというものができましたので、それを4,800万円ほど入れさせていただきました。そういった関係もあって、ほかの修繕なんかを調整したりもしております。そういった中から、修繕料がことし6,270万円ということになります。この灰押し出し装置というのは三菱で、ドイツのマルチン社の炉を使っているわけなのですけれども、その灰押し出し装置もドイツのマルチン社で製作してもらって輸入しないと、国内にはない部品ですので、やはりそういったものですので費用もかかってしまいますし、期間もかかるということで、急遽予定させていただいているところです。

それから、灰の処理費用ですけれども、これは当初予算比較です。去年は受託がふえたので、先ほど補正でも説明しましたがけれども、受託がふえたので補正予算で灰の処理費用を増させていただきました。去年は当初予算で、ことし以上にちょっと見込んでいたものですから、当初予算同士で比較すると灰の処理費用が、100トンぐらいは少なくなるということで、今年度減しているということでございます。

以上です。

○荻野 勇議長 よろしいですか。

○9番 金子真理子議員 はい。

○荻野 勇議長 ほかにございませんか。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 それでは、2点質問いたします。

初めに6ページの、今金子議員が質問されましたけれども、諸収入の受託事業収入1,800万円の  
大里広域市町村圏組合のごみ処理の受け入れの関係ですけれども、大里広域市町村圏組合の燃えるごみの内容について伺いたいと思います。

それと、もう一点なのですけれども、これはごみ減量の観点から質問させていただきますが、自己搬入されるごみの中には、手を加えずにリサイクルできそうなもの、これはこういったごみは、ごみといたしますか、ものはあるのかどうか。その2点伺います。

○荻野 勇議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 大里の受託事業を行っているわけですけれども、その中で燃えるごみの内容と

いうことをございます。分別の、当管内とは若干違っていまして、ビニール類、廃プラスチック類ですか、それが若干大里のほうが多いということをございます。例えば、卵のパックですとか、あとインスタント食品の容器類ですとかそういったもの、あと皮製品ですか、バッグですとかベルト、そういったものも大里では燃えるごみというふうに分類されていますので、分類が多少ビニール類がうちのほうよりも多いというような分類になっています。

それから、リサイクルできるものは粗大ごみの中にあるかということなのですけれども、あると思います。見た目は大丈夫でも、実際使えないものとかあるかもしれないのですけれども、実際搬入される中で、例えば引っ越しのときなど、使えるのだけれども、持っていかなくて出してしまうとか、そういったものも来ますので、リサイクルできるものはそれらの中にあると思います。

以上です。

○荻野 勇議長 杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 先ほど、初めに大里広域市町村圏組合の受け入れの関係なのですけれども、先ほどの金子議員の答弁では受け入れが9月から2月までということで答弁をされておりましたけれども、今年度も12ページのところで環境調査、年に2回4カ所ということで予算が組まれておりますが、この受け入れ時期に合わせて行うことは可能かどうか、受け入れているときに合わせて行うことは可能かどうか伺います。ビニール等も多少中部環境よりも多いというお話でしたので、お伺いしたいと思います。

それと、リサイクルできそうなものはあると思うということで答弁をいただきましたけれども、これについて例えばこれまで中部環境の行政視察で行ったときに、市民や町民の方にそうした手を加えずにリサイクルできそうなものについて、安く販売をするというようなことをしているようなところが多くありました。そうしたごみ減量の観点からも、そのように例えばホームページ等を活用して、市民あるいは町民に対して使えそうなものについてリサイクルをしていくということの考えはないかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○荻野 勇議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 環境調査の件ですけれども、環境調査は年に数回やるもの、先ほどのごみ量の表のほうにも出ていたと思いますけれども、数カ月に1回やるもの、それから年に1度やるものなど、いろいろ項目が分かれておりますけれども、例えば平成26年度は、先ほど申し上げましたけれども、4月から翌年の1月まで、ほぼ1年間を通してかなりの量を受け入れております。そういったときにも同じように環境調査をやっておりますので、受け入れ時期に合わせて行うというよりは、受け入れ時期に環境調査を行っているという事実はございます。ですから、今回も同じようなことが言えますので、当然29年度も受け入れ時期に調査を行うというような項目もございます。

杉田議員が心配しているのは、受け入れたごみの影響、そのことによってこの周辺に影響が出るのではないかということをお話しされているのだと思いますけれども、26年度から大里広域を受け

ていますけれども、毎年の調査結果においては、その調査結果が悪くなるようなそういった結果は出ておりませんので、多少ビニール類がふえたことによっても何ら問題はないというふうに考えております。

それから、リサイクルできるものですが、確かにリサイクルできるもの、例えば自転車ですとか、あとはストーブですとかファンヒーターですとかそういったもの、ソファやタンスなども、きれいなものもあります。そういったものは、もったいないなという気が見ていてもするときがあるのですが、実際うちのほうでも平成15年ごろリサイクルプラザ建設という計画がございました。しかしながら、ここも古くなってきているということから、新施設とあわせてその問題については考えていったほうがいだろうという方針になりまして、その時点でリサイクルプラザについても凍結状態というふうになって、今日まで来ています。新しい組合のほうで、無駄がないように有効利用を考えていただいて、そういったルールづくりといたしますか、例えば自転車ももったいないからと善意で上げました。その自転車で交通事故を起こしました。ブレーキがききませんでした。では誰の責任ですかとか、ストーブを上げました。それで火事になりました。では誰の責任ですかといったときに、安易に上げるとそういった責任問題が当然出てきます。ですから、やはりそういったものを有効に使うには、それなりに慎重に検討して、上げられるためのルールづくり、これをしっかりしてからでないと、なかなかそういうことは難しいと思いますので、現時点で当組合でやるということは考えておりません。

以上です。

○荻野 勇議長 杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 初めに、ごみの受け入れの関係ですが、26年度の例を挙げて答弁をしていただきましたが、今回の29年度の当初予算では、前回、前々回の決算の際にも受け入れたごみ、受け入れの関係は質問した経緯があるのですが、そのときにも当初予算の段階では少なく見積もっているというようなご答弁、歳入不足があると困るのでという説明もいただいておりますので、これからふえる可能性が29年度においてもあるかと思えます。当初の段階で、吉見町の3分の1まではいかないにしても、今後それに匹敵するごみ処理の受け入れが予想されるのではないかとこのように思うわけですが、過去においても、先ほど局長が答弁で言われたように、受け入れ時期にちょうど合って調査をしたということもあるようですけれども、構成市町は環境に影響を与えないように分別を徹底しているわけですので、当組合と分別の違いのある地域のごみを受け入れる際には、そうしたことも十分考慮していただいて、たまたま合ったからその時期にできたということではなくて、そうしたことも考慮していただいて、今後受け入れの際には対応していただきたいというふうに思います。これは、そのように要望しておきたいと思えます。

次に、ごみ減量の観点から、リサイクルをということで質問しましたが、確かにストーブなどは爆発というような、ファンヒーターも含むのですが、そういう心配もあります。素人

では、そうした安全性を確認することはやっぱり難しいかなというふうに思いますので、そういった課題等もあるかと思うのですけれども、例えば答弁で先ほど言われたように、ソファですとかタンスですとかそういったものについては、よその組合に見に行ったときにも、狭いスペースに幾つかベンチ式の収納庫ですとか置いてあったのを私も見ましたけれども、非常に状態のいいものがかなり展示をされていて、市民の方、町民の方にも喜ばれて利用されているというようなお話も視察先で聞いてきましたので、そうしたこともやはり視察先で出たものを生かせるような、どうしたら取り組めるかということも含めて、やはり手広くやるのは難しいと思うので、できるものから、ごみ減量という観点からも、今後検討していただきたいというふうに思います。これも要望で結構です。

以上です。

○荻野 勇議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会中の継続審査の件

○荻野 勇議長 日程第12、閉会中の継続審査の件について議題といたします。

尾崎議会運営委員長から、地方自治法第109条の2第5項の規定により、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査としたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。尾崎議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎管理者挨拶

○荻野 勇議長 以上で、本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで新井管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

本議会に提案申し上げました議案につきまして、慎重ご審議をいただき、原案のとおり可決、ご決定をいただき、まことにありがとうございました。

当センターは、昭和59年に稼働して以来、33年が過ぎようとしておりますが、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして、順調に運転をさせていただいており、深く感謝を申し上げる次第でございます。当組合のごみ処理業務は、住民生活に直結する大切な業務でありますので、今後とも住民生活に支障を来さないよう細心の注意を払って進めてまいります。

結びに、今後も地域の皆様と協調し、良好な施設運営に努めてまいりますので、議員各位のより一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍とご健勝を祈念申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○荻野 勇議長 ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○荻野 勇議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成29年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時28分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年2月20日

議 長 荻 野 勇

署 名 議 員 坂 本 晃

署 名 議 員 羽 鳥 健

署 名 議 員 渡 邊 良 太